

令和 2 年 9 月 30 日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 生活保護及び無料低額宿泊所担当課 御中
中 核 市

厚生労働省 社会・援護局
保護課 保護事業室

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関する Q & A（R 2 年 9 月版）について

生活保護行政並びに無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に係る事務の適正な実施、運営については平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

無料低額宿泊所については、令和元年 8 月 19 日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」という。）を公布し、同年 9 月 10 日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（社援発 0910 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「基準解釈通知」という。）を発出し、令和元年 12 月 13 日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 Q & A について」（当室事務連絡。以下「R1.12 Q & A」という。）を示しているところです。

日常生活支援住居施設については、令和 2 年 3 月 27 日に「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和 2 年厚生労働省令第 44 号。以下「要件省令」という。）を公布し、同日に「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」（社援発 0324 第 14 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「要件解釈通知」という。）を発出しています。

これらに関して、自治体等からの問い合わせが多い内容について Q & A を作成したので参考としていただきますようお願いします。

厚生労働省 社会・援護局 保護課
保護事業室 自立支援係
連絡先：03-5253-1111（内線 2833）
SEIHOJIRITSU@mhlw.go.jp

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ & A（R2年9月版）

Q 1 1つの建物内において、住宅扶助基準内の契約と住宅扶助基準超の契約とが混在している事業所がある。入居者の経済状況によって居室使用料を個別に設定している。この事業所は基準省令第2条に規定する無料低額宿泊所の範囲に含まれるか。

A

事業者が居室使用料を入居者の経済状況によって個別に設定しているために居室使用料を特定できない場合においても、生計困難者のために無料又は低額な料金で施設を利用させることを目的としていることが見込まれる場合には、実態を見て届出の必要性を判断することになる。具体的には

- ① 事業所の所在地、居室の面積、設備等をみて周囲の賃貸住宅相場から妥当と思われる居室使用料を自治体が居室ごとに推定する。その額が住宅扶助基準内である居室。
- ② ①以外に事業者が入居者の経済状況によらず居室使用料を住宅扶助基準内に設定して無料低額宿泊所として使用することを希望する居室。

が届出対象の居室となり、

①②の居室の合計が5室以上でかつ、①②の居室における入居者の属性と提供サービスの実態が基準省令第2条第1号イ～ハのいずれかに該当する場合には無料低額宿泊所としての届出を求めること。

なお、①②以外の居室については同じ建物内であっても無料低額宿泊所ではない扱いとなる。①②以外の居室は住宅扶助基準超の居室使用料を徴収して事業を行う限りにおいては、仮に浴室等の設備を①②の居室入居者と共用している場合であっても、①②の居室入居者に提供するサービスに支障がない範囲で利用されているときは、R1.12Q & AのQ13に記載されている「建物の一部について無料低額宿泊所として届け出た場合であっても、無料低額宿泊所の範囲外としている部分についても生計困難者を対象として一体的に運営をしている実態がある場合」には当たらないものであること。

また、無料低額宿泊所の事業開始後は①②の居室については、入居者の経済状況によって居室使用料に差をつけるような料金設定は基準省令第16条第2項第2号イに適合しないので是正の指導対象となることを予め事業者には説明されたい。

Q 2 R1. 12Q & AのQ 4で無料低額宿泊所では空室を自立準備ホームとして活用することが可能とされているが、救護施設の居宅生活訓練事業と生活困窮者自立支援法の生活困窮者一時生活支援事業に基づく一時宿泊施設についても同様に無料低額宿泊所の空室を活用できると解してよろしいか。

また、これらの取扱いは日常生活支援住居施設の認定を受けている場合においても同様か。

A

お見込みのとおり通常は無料低額宿泊所の用途として居室を用い、必要時のみ空室を使用するような場合には、居宅生活訓練事業や生活困窮者一時生活支援事業においても自立準備ホームと同様に活用が可能である。

なお、この場合、無料低額宿泊所の基準以外に実施する各事業の基準（例えば生活困窮者一時生活支援事業における夜間の警備に必要な職員の配置等）を満たす必要があるので留意すること。

また、これらの取扱いは、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設の認定を受けている場合であっても同様である。ただし、自立準備ホーム、居宅生活訓練事業及び生活困窮者一時生活支援事業（以下「自立準備ホーム等」という。）のいずれにおいても、同一の利用者に対して、自立準備ホーム等の事業の利用と日常生活支援の委託とを重複して行うことはできない。このため、自立準備ホーム等としての委託の受け入れ状況が、日常生活支援住居施設として受入可能な居室数に影響を与えることから、当該日常生活支援住居施設を運営する事業者が、当該日常生活支援住居施設の認定を行った都道府県や入居者に係る支援の主な委託元である福祉事務所等と空室利用の利用頻度や平均利用期間等の見込みについて事前に調整をしておくことが望まれる。

Q3 基準省令第16条の利用料に関して、入退居時には、通常の軽微な相談や状況の確認とは別に、福祉事務所等との連絡調整、入居希望者との面談、施設・福祉事務所間の引率及び施設利用の説明・契約事務等、職員の対応が多く必要となる。このため基本サービス費について入退居の月のみ一律に高い金額に設定することは可能か。

また、サービス利用契約書で職員が入居者の外出につき同行又は代行する場合に職員の交通費を入居者の負担としている事業所がある。この事業所の職員が入居希望者との面談のため福祉事務所へ行き、そのまま契約し、入居することとなった場合、職員が施設から福祉事務所へ移動した交通費については入居者が負担することによろしいか。

A

無料低額宿泊所は住まいに困窮する生計困難者を主な対象としており、入退居時等に多額の費用負担を求めることは、その時点で係った実費やサービスを提供するために真に必要な費用であったとしても、入居者の生計の維持に支障をきたすおそれがあり、基本サービス費は「前年度等の一定期間の実績金額等を基に算出した概算額を、平均利用者数で按分する」（基準解釈通知第4の3（2））等の方法で設定するとしていることも踏まえ、月毎等の定額で徴収することが望ましい。（これと同様の考え方から、初期費用がなくても入居できるよう居室使用料においては「敷金等入居に当たっての一時金を求めてはならない」（基準解釈通知第4の3（2）イ）としている。）

なお、同様の観点から、将来必要になる実費やサービスを提供するための費用について、予め複数月分を徴収することはできないため、留意されたい。

また、職員の交通費負担について、契約は当事者間の取り決めではあるが、少なくとも、契約締結前に遡及して選択の余地なく入居者に支払い義務が生じるような契約を行うことは「居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行う」（基準省令第14条）に反することから適切ではない。

Q 4 要件省令第2条に関して、要件解釈通知第1の4（2）で無料低額宿泊所の一部を日常生活支援住居施設とすることについては、両事業所の居室とが「明確に区分され」ていることが必要とされているが、これは階ごとに両事業所を分ける必要はなく、また事業所単位で居室が連なっている必要もなく、単に建物内に点在する各居室についてそれぞれどの事業所の居室であるのか固定していれば認められるということか。また、居室以外の設備については一方の事業所で備えていれば、基準省令第12条第4項ただし書により、もう一方の事業所では単独の設備は不要（一つの設備を共用できる）ということか。

A

いずれもお見込みのとおり。ただし、事業所ごとに居室がまとまって配置されていなかったり、設備を共用としたりすることで入居者に提供するサービスに支障が生じる場合には、認められないものであること。

Q 5 要件省令第2条に関して、要件解釈通知第1の4（2）で無料低額宿泊所の一部を日常生活支援住居施設とすることについて、「無料低額宿泊所の業務に従事する職員と、日常生活支援住居施設の業務に従事する職員が、それぞれ基準どおり配置されている」とは、無料低額宿泊所開始の届出が2事業所について必要となり、施設長は合計2名配置する必要があるということによろしいか。

A

お見込みのとおり。なお、2名の施設長はそれぞれ専任であり、同一人物が兼任することは認められないので留意すること。

Q 6 要件省令第10条から第12条までの人員に関する基準に関して、例えば、定員が15名の日常生活支援住居施設を運営するに当たっては、1名の管理者兼生活支援提供責任者が生活支援員の業務をすべて行えば職員総数1名の配置で基準を満たしていると解してよろしいか。

A

お見込みのとおり。ただし、基準省令第13条第1項で無料低額宿泊所の「職

員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数」として
いるので1人の職員が管理者兼生活支援提供責任者の職責を果たしつつ、当該
施設で提供を予定しているサービスもすべて提供できるのか確認する必要が
ある。

Q 7 要件省令第10条第2項の従業者の勤務延べ時間数や生活支援員の常勤換算に関し
て、事業者が規定している就業規則等に定める各休暇を取得する時間、研修等の出張
の時間及び育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定の労働時間の短縮措置が講
じられている場合のそれぞれの取扱いについて示されたい。

A

事業者が規定している就業規則等に定める各休暇を取得する時間及び研修
等の出張の時間については、暦月で1月に満たない限りにおいて勤務すべき時
間数に含めてよい。育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定の労働時
間の短縮措置が講じられている場合については、事業所として入所者の支援に
支障がない体制が整っている場合に限り、例外的に短縮措置が講じられる前の
1日の所定労働時間を勤務するものとして取り扱って差し支えない。

なお、いずれの場合においてもこれらの取扱いは常勤の従業者に限らないも
のであること。

Q 8 無料低額宿泊所や日常生活支援住居施設を現に入居している者が当該事業所の職員
として勤務することについて、可能な範囲と留意事項について示されたい。

A

基準解釈通知第1の5で「入居者を、当該無料低額宿泊所に入居した状態で
施設長とすることは認められない」としているが、施設長のほか、日常生活支
援住居施設の委託対象である入居者は、日常生活支援の提供を受ける必要があ
る者であることから、提供する側の生活支援員となることは適切ではない。よ
って、日常生活支援住居施設の委託対象である入居者は、施設長及び生活支援
員の業務以外において勤務することが可能である。

なお、入居者を職員とするにあたっては、予め勤務の時間帯を明確にし、勤
務時間中は、休憩時間を除いて本人の居室以外で従事させるなど、他の入居者

等から見て職員であることが明確に認識されるようにすること。

そのほかの場合においても、日常生活支援住居施設を含む無料低額宿泊所は「基本的に一時的な居住の場」（基準省令第3条第3項）であるので、特定の入居者に施設の運営を依存し、当該施設での勤務を継続させる目的で居室の利用契約の期間を更新するようなことはあってはならない。

Q 9 要件省令第15条の個別支援計画の作成等に関して「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知。以下「支弁基準」という。）別紙5（2）ウで「適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算」が規定されているが、具体的にどのような状態の場合に計画の作成が適切に行われていないものとして減算対象となるのか。

A

以下に掲げる例のような場合に減算とされたい。なお、以下に含まれない事項であっても要件省令第15条等で規定している事項については、日常生活支援住居施設の責務として実施が求められることに留意すること。

- ① 個別支援計画（原案）について実施機関と協議を行っていない、又は同意を得るように努めていない。
- ② 個別支援計画の内容について、入所者に説明していない、又は入所者の同意を得るように努めていない。
- ③ 6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。
- ④ 個別支援計画が保管されていない。
- ⑤ 生活支援提供責任者の要件を満たしていない者が個別支援計画を作成している。

Q10 要件省令第15条の個別支援計画の作成等に関して、個別支援計画作成の完了は、計画の内容について文書により入所者の同意を得た時点と解してよろしいか。

また、要件省令第15条第7項の「少なくとも六月に一回以上」行う個別支援計画の見直しの期間は、前回の計画作成の完了時点から今回の計画作成の完了時点までと解してよろしいか。

A

個別支援計画作成の完了時点は、原則、個別支援計画の内容について文書により入所者の同意を得たときとなる。ただし、例えば、当該入所者が認知症により理解をすることが困難であるなど、同意を得るように努めたにもかかわらず、当該入所者の同意が得られないやむを得ない事情がある場合には、生活支援提供責任者が入所者に個別支援計画の内容を説明したときをもって、個別支援計画の作成が完了したとみなしてよい。ただし、この場合、ケース記録等に説明時の状況を記録しておくこととされたい。

個別支援計画の見直しの期間についてはお見込みのとおり。

Q11 要件省令第15条の個別支援計画の作成等に関して、既存の無料低額宿泊所が新規に日常生活支援住居施設の認定を受ける際、認定以前に施設と入居者の間で個別支援計画が作成されている場合であっても、認定後、改めて個別支援計画を作成することが必要となるのか。

A

日常生活支援住居施設の認定を受けた時点で、既に要件省令等で求められている個別支援計画に関する諸規定をすべて満たしている計画が存在する場合には、当該計画をもって、正式な個別支援計画として差し支えない。また、計画の見直し期間についても、認定前に作成した計画の、直近の作成日を起算日として差し支えない。

Q12 要件省令第15条の個別支援計画の作成等に関して、支弁基準の別紙5（2）ウでは、「日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から」行うとされている。しかしながら、例えば7月31日に入所した場合、その当日中に個別支援計画を作成しなければ7月31日分の一般事務費単価が減算とすることは合理性に欠けると思われる。アセスメント、担当者会議、実施機関との協議等、入所して初回の計画の作成に要する適切な期間を示されたい。

A

入所して初回の個別支援計画を作成する場合に限り、入所日が属する月の翌月までは個別支援計画の作成に要する一定の時間がかかることを考慮し減算しないこととして差し支えない。事業所は、入所直後においても当面の生活目標について入所者と口頭で確認する等、入所者との合意形成に努め、入所日が属する月の翌月末日までには個別支援計画の作成を行うこと。例えば7月31日に入所し、その当日に入所者とは当面の生活目標を口頭で確認していたが、個別支援計画を9月に作成した場合には8月分は減算の対象、7月分及び9月分は減算対象外となる。

Q13 世帯員2名で家族世帯用の居室を利用している場合において、世帯員のうち1名のみが入院した場合の委託事務費の取扱いと、同じく1名のみ個別支援計画が適切に作成されていない場合の一般事務費単価の減算について示されたい。

A

1名のみが入院した場合の委託事務費は、1人分を算定する（即ち、2名とも入院していないときと同額）。

1名のみ個別支援計画が未作成の場合は、1人分の減算となる（即ち、単身世帯の入所者が減算になったときと同額の減算）。

Q14 要件省令第26条の準用規定では「日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準については、この章に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の例によるものとする。」とされているが、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」とは、基準省令を指すのか。それとも都道府県等各自自治体で定めた条例を指すのか。

A

日常生活支援住居施設は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉住居施設であることが必要条件であり、要件省令第26条の規定は、要件省令で定める基準以外については社会福祉法に規定する社会福祉住居施設の基準の例によることを入念的に示したものである。

社会福祉住居施設の基準は、社会福祉法第68条の5において各都道府県、指定都市又は中核市が条例で定めることとされていることから、要件省令第26条における「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」は、条例を指す。

Q15 支弁基準5（1）別添の「宿直体制加算」に関して、「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年4月3日社援保発0403第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下、「取扱通知」という。）第2の2（3）に宿直職員が1名又は2名の場合の算定式が示されている。これは宿直職員が3名体制の場合には3人目は加算の算定対象外と解してよろしいか。また、入所定員が62人以上で宿直職員が2名の場合、取扱通知第2の2（3）イの①を適用した後、同②を適用して、算定してよろしいか。

A

いずれもお見込みのとおり。

（例）入所定員70人で宿直職員2名体制の施設の場合（20/100の地域）

70人÷2名＝35人 ←①を適用

510円×10人÷35人＝140円 ←②を適用

Q16 日常生活支援住居施設において委託対象者が、障害者グループホーム等の体験入所を利用した場合、介護保険の短期入所サービスを利用した場合、私用で外泊した場合、それぞれ委託事務費はどのように算定するのか。

A

いずれの場合も入所者が入院した際と同様に取り扱われたい。なお、いずれの場合においても個別支援計画に位置づけて実施されるべきものであり、例えば、正当な理由なく私用の外泊が行われ、適切な支援が実施できない場合には、委託の終了を検討する必要がある。

Q17 支弁基準の別紙5（1）別添の「重点的要支援者」の判定には、取扱通知第2の2（2）アに該当するという挙証資料は必須か。

A

挙証資料は必須ではなく、入所者からの聞き取り等によって福祉事務所と事業者の双方が事実として判断し得るのであれば「重点的要支援者」と判定してよい。後日に判断と異なる事実が判明したとしても、年度途中での再算定は行わない。ただし、事業者が入所者に虚偽の申告を行わせるなど、不正が認められる場合には事業者に委託事務費の返還を求めるなどの対応が必要となる。

Q18 日常生活支援住居施設においては、基準省令第16条第1項第6号に規定する「基本サービス費」について、支弁基準の別紙5（1）により上限が月額7,000円とされているが、これは日常生活支援の委託対象としない入所者にも適用されるということでしょうか。

A

お見込みのとおり。

Q19 保護金品の支給については「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について」（令和2年8月24日社援保発0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）4（1）で無料低額宿泊所においては住宅扶助等の代理納付を除き、原則、事業者ではなく被保護者本人へ支払うこととされている。しかしながら、無料低額宿泊所のうち日常生活支援住居施設については、生活保護法第31条第5項により、被保護者ではなく事業者に対して支払うことも可能とされていることから、委託事務費だけでなく保護費についても実施機関の判断により事業者へ直接支払うことでもよい。

A

委託事務費以外の保護金品については、日常生活支援住居施設についても無料低額宿泊所と同じく、住宅扶助等の代理納付を除き、事業者ではなく被保護者本人へ支払うこと。日常生活支援住居施設については日常生活支援に係る部分のみを委託対象としていることから委託事務費以外の保護金品は被保護者本人に支払うことが基本となるものである。

Q20 「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」（令和2年3月27日社会援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）第3の2において、「緊急的・臨時的に居所を確保した場合、概ね1か月を目途に本人の状況の把握等や居宅生活の可能性等の検討、本人の意向の聴取等を進め、速やかに、その者の状態等に応じた適切な居住の場の確保に向けた支援を行うこと。」とあるが、「緊急的・臨時的に居所を確保した入居者」について「居宅生活が可能（日常生活支援住居施設への委託は不要）」と判断されたが、1か月以内に転居先が見つからず、引き続き当該日常生活支援住居施設に入居し続ける場合、「居宅生活が可能（日常生活支援住居施設への委託は不要）」と判断された日（概ね1か月程度）以降の委託費の算定はできないという認識でよろしいか。

A

概ね1か月を超えたとしても委託費の算定は可能であり、その期限も一律に定めるものではない。しかしながら、入所者本人の処遇の観点においても、また日常生活支援住居施設という限りある社会資源の効率的な活用の観点においても、速やかな転居に向けた対応が望まれる。このため、入所者の状況を考慮した上で、予め入所者本人と事業所に通知し、委託の終了日を個別に設定することを妨げるものではない。